

# すみれ荘ホームヘルプステーション 利用料金表(R6.4.1現在)

(指定事業者番号:1070100969)

## ①基本料金

### 【訪問介護】

サービス区分	サービス提供時間	基本単位数	特定事業所加算Ⅱ 適用単位数
身体介護1	30分未満(※1)	244単位	268単位/回
身体介護2	30分以上60分未満(※2)	387単位	426単位/回
身体介護3	60分以上90分未満(※3)	567単位	624単位/回
	以降30分毎に加算あり	82単位	90単位/回
生活援助2	20分以上45分未満	179単位	197単位/回
生活援助3	45分以上70分未満	220単位	242単位/回
身体1生活1	(※1)+20分以上45分未満	309単位	340単位/回
身体1生活2	(※1)+45分以上70分未満	374単位	411単位/回
身体1生活3	(※1)+70分以上	439単位	483単位/回
身体2生活1	(※2)+20分以上45分未満	452単位	497単位/回
身体2生活2	(※2)+45分以上70分未満	517単位	569単位/回
身体2生活3	(※2)+70分以上	582単位	640単位/回
身体3生活1	(※3)+20分以上45分未満	632単位	695単位/回

### 【訪問型サービス(介護予防訪問介護相当サービス)】

サービス区分	時間	頻度	利用料金
訪問型サービスⅠ(要支援1・2)	45分以上	週1回	1,176単位/月
訪問型サービスⅡ(要支援1・2)	45分以上	週2回	2,349単位/月
訪問型サービスⅢ(要支援2)	45分以上	週2回以上	3,727単位/月

## ②加算

初回訪問加算	200単位/回
緊急時訪問介護加算(要介護1~5のみ)	100単位/回
生活機能向上連携加算	100単位/月
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	下記参照
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	下記参照
介護職員等ベースアップ等支援加算	下記参照

夜間・早朝のサービス提供:特定事業所加算Ⅱを適応した単位数の100分の25に相当する単位数

※特定事業所加算(Ⅱ):①を算定した単位数の100分の10(10.0%)に相当する単位数

※介護職員処遇改善加算(Ⅱ):①②を算定した単位数の1000分の100(10.0%)に相当する単位数

※介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ):①②を算定した単位数の1000分の63(6.3%)に相当する単位数

※介護職員等ベースアップ等支援加算:①②を算定した単位数の1000分の24(2.4%)に相当する単位数

※前橋市は、地域区分7級地のため1単位あたり10.21円となります。